

北海道千歳高等学校における 「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月

保健環境グループ

生徒指導グループ

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得るということを十分に認識するとともに、いじめを決して許さず、被害生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で、全力を尽くす必要がある。本校においても、全ての生徒がいじめに苦しんだり、悩んだりすることなく、安全・安心に充実した学校生活を送ることができるよう、「北海道いじめ防止基本方針」を踏まえ、「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」等により、家庭や地域住民とも連携して、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組を進めていく。また、いじめ問題の解決に向けた様々な取組を、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの積極的に認知し「学校いじめ対策組織」を中心とした早期からの組織的対応、いじめを生まない環境づくりやいじめをしない態度を身に付けさせる取組等を徹底し、長期化、深刻化する事態に至らぬよう各機関とも連携して迅速かつ組織的な対応を徹底し、いじめの防止等の取組を行わなければならない。今般の、いじめの問題の現状と課題や生徒を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、いじめ問題に一層の危機感を持って取り組み、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを強く認識し、学校関係者の相互の連携協力の下、いじめの問題を克服するため、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定め（いじめ防止対策推進法第13条）、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を設置するものとする（いじめ防止対策推進法第22条）。

2 いじめとは

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（参考：文部科学省 推進法（平成25年）の定義）

（2）いじめに対する基本的な考え方

- ・大勢の生徒たちが集まって生活する学校においては、対人トラブルは何処にでも起こりうるが、それを深化させないようにする。
- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめる側が悪い」というスタンスを維持しながら次の点に留意する。

- ①被害者を孤立させず、心の傷を癒し支える。
- ②加害者の事情と向き合う。
- ③生徒たちをいじめ解決の主体者とする。

※生徒がやがて参加していく大人社会には、学校以上のいじめや人権侵害があり、子ども社会で起きているいじめを解決する体験を通して、現代社会のいじめや理不尽なことと向き合う力をつけさせることも大事ではないか。

- ・いじめには「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」があり、前者は目に見えやすいが、後者は目に見えにくい。どちらも深刻な状況となるので、見つけたらすぐに止めさせることが大事である。
- ・いじめの未然防止は学校・教職員の重要課題である。

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけではなく、「観衆」、「傍観者」など周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、次のようなものが考えられる（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおり支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強い者に追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

※いじめる側の背景には、次のような事情がある場合が多い

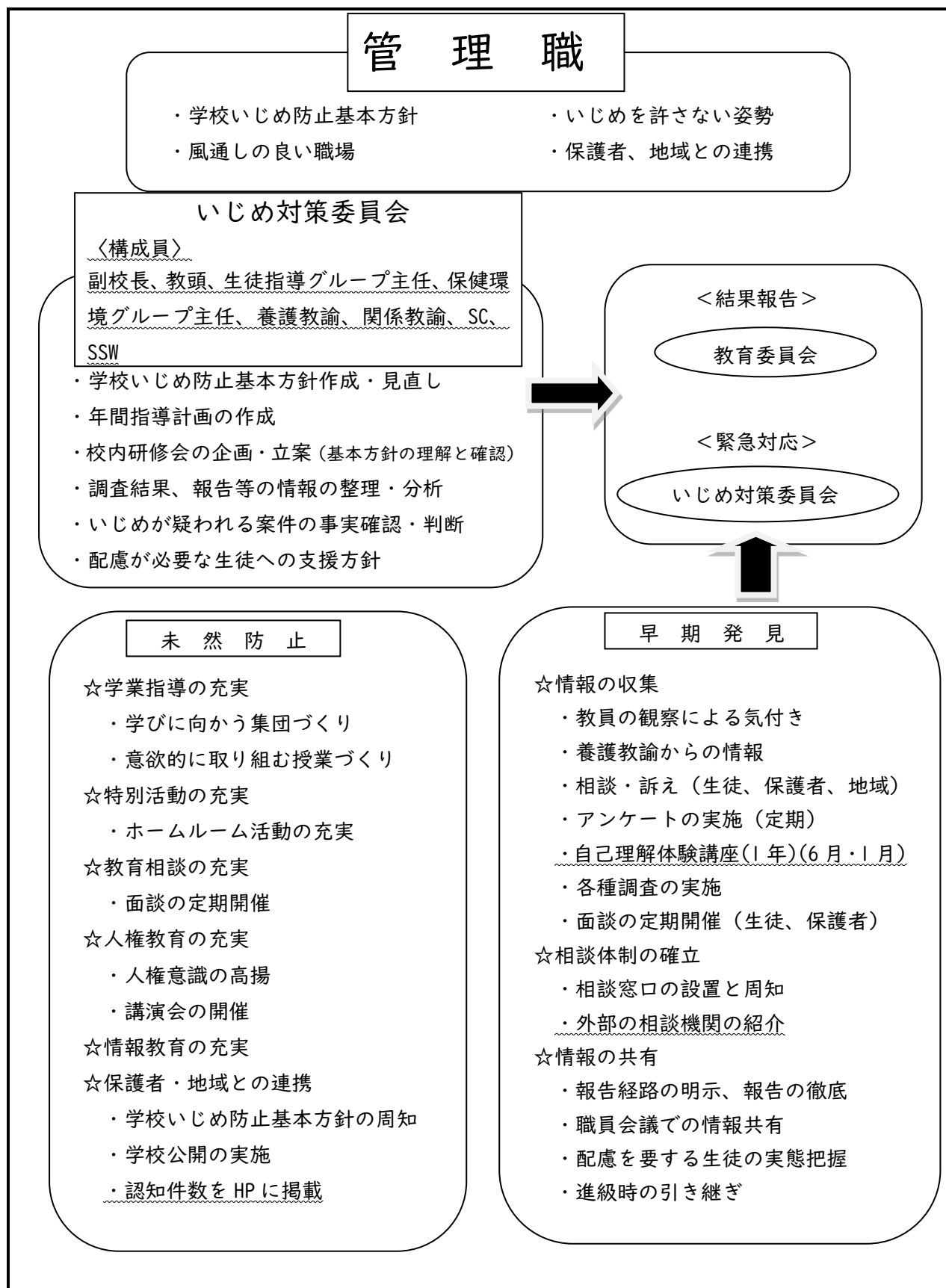
- ・親の期待に応えようとして良い子で頑張ってきたけれど、それに疲れてしまった。
- ・親の貧困や虐待の中で生きてきたみじめさと、安定感のない生活。
- ・頑張ってきたけど親や教師にほめられたことがない。
- ・親や教師から信頼されていない。見放されていると感じている。

(4) いじめの様態

いじめの様態には次のものなどが考えられる。（登下校時、授業中、休み時間、部活動中等で）

悪口を言う、あざける、落書き、物を壊す・隠す、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令する、脅す、性的辱め、パソコンや携帯電話等による誹謗中傷、噂を流す、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、金品のたかり、使い走り

3 いじめ防止の日常的な指導体制（未然防止・早期発見）



(1) いじめの予防（未然防止）

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的な取り組みが求められる。学校生活においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性、お互いを尊重し合う心を育てることが重要である。そのためには、まず自分が認められているという実感を持たせることが大切である。

①学業指導の充実

- ・分かる授業づくり、生徒が生き生きと参加・活躍できる授業の工夫など、生徒のストレスや不安・不満が高まらないような授業改善が必要である。
- ・間違った答えを出しても、受け入れられる雰囲気をつくる。



学習への意欲や学力の向上、いじめの未然防止にも繋がっていく

- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくりの実践
 - a. 自分の考えを発言したり、他人の発言をしっかりと聴く姿勢を育てる。
 - b. 公開授業を行い、授業をお互いに参観し合うことも授業の改善につながる。
 - c. 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動は生徒を傷つけ、他の生徒からのいじめの助長につながることもある。
 - d. いじめられる側にも問題があるかのような認識や言動は、生徒のいじめを容認しかねない。
 - e. 傍観者をなくす。

②特別活動の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり
 - a. 生徒の居場所づくりや絆づくりをキーワードにして、学校づくりを進めていく。
 - b. お互いを認め合える人間関係や雰囲気を生徒自らがつくる。→生徒会活動の充実
 - c. 生徒が安心して生活できる場としての学級、学年、学校をつくる。

③教育相談の充実

- ・個人面談、保護者面談を定期的実施する（4～5月、7～8月、12月）
- ・スクールカウンセラーによるカウンセリング（年12回）

④人権教育の充実

- ・人権意識の高揚 → 誰もが幸せに生きる権利を持っていること、その権利を侵すことは許されないことをしっかりと認識させる。（いじめは人権問題であることの認識）
- ・講演会の実施 → 外部講師による講演会や授業により、視野を広げる。

⑤情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実 → 他人を誹謗中傷する書き込みをしない

⑥保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針の周知
- ・学校公開の実施
- ・保護者からの相談受け入れや、地域住人から通学時の様子を寄せてもらえる体制の工夫。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の些細な変化に気付くこと、気付いた情報を共有すること、速やかに対応することが大切である。生徒の表情や声、学級日誌、生活ノート、保健室の様子（養護教諭から）、家庭での様子（保護者から）などから情報は得られる。

① いじめの発見

・いじめ行為を発見したら、その行為をすぐ止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。→「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

② いじめられている生徒のサイン

☆いじめられている生徒は、自分から言い出せないことが多い。多くの教師の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	・遅刻や欠席が増える。その理由をはっきり言わない。 ・教師と視線を合わせず、うつむいている。 ・体調不良を訴える。 ・提出物を忘れたり、期限に遅れる。 ・担任が教室に入室後、遅れて入ってくる。
授業中	・保健室、トイレに行くようになる。 ・当てられたらどうしようと、内心びくびくしている。 ・教材などの忘れ物が目立つ。 ・机の周りが散乱している。 ・座席が変わっている。 ・教科書やノートに汚れがある。 ・突然個人名が出される。 間違って答えたら、はやしたてられる。
休み時間	・弁当にいたずらをされる。 ・昼食を自分の座席で食べない。 ・用のない場所に居ることが多い。 ・衣服が汚れたりしている。 ・1人だけふざけの対象になっている。 ・ふざけているが表情がさえない。 ・1人で図書室に居る。 ・1人で清掃している。
放課後 下校時	・慌てて下校する。 ・用もないのに学校に残っている。 ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ・1人で部活動の準備や片付けをしている。

③ いじめている生徒のサイン

☆いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

☆サイン

- ・教室などで、仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・授業中、メモを回す。
- ・特定の生徒に、周囲が異常に気を遣っている。 ・教師が近づくと、不自然に分散する。
- ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

④教室でのサイン

☆教室がいじめの場所となることが多い。休み時間に生徒に用事がある時は、なるべく放送で呼び出さず教師が教室へ行き用事を伝え、教室の様子を見るなどして、教師が教室や廊下に居る時間を増やし、生徒のサインに注意を払うように心がける。

☆サイン

- ・嫌なあだ名が聞こえてくる。 ・席替えなどで近くの席になると嫌がる。
- ・何か起こると特定の生徒の名前が出る。 ・筆記用具の貸し借りが多い。
- ・特定の一人が集中してふざけの対象になっている。(ひどくぶつかる、叩く、蹴るなど)
- ・机や椅子、壁に落書きがある。 ・机や椅子、教材などが乱雑になっている。

⑤家庭でのサイン

☆家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。次のようなサインが見られたら、学校との連携が図れるように保護者に伝え、協力をお願いしていくことが大切である。

☆サイン

- ・学校や友人のことを話さなくなる。
- ・友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
- ・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- ・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- ・不審な電話やメールがあったりする。 ・遊ぶ友達が急に変わる。
- ・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- ・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- ・登校時刻になると、体調不良を訴える。 ・食欲不振や不眠を訴える。
- ・学習時間が減る。 ・成績が下がる ・部活に行かなくなったり、やめたいと言ったりする。
- ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ・自転車がよくパンクする。
- ・家庭の物品や金銭がなくなる。 ・大きな額の金銭をほしがる。

⑥相談体制の整備

- ・相談窓口の設置
- ・面談の定期的実施（４～５月、７～８月、１２月）
- ・心の健康チェック

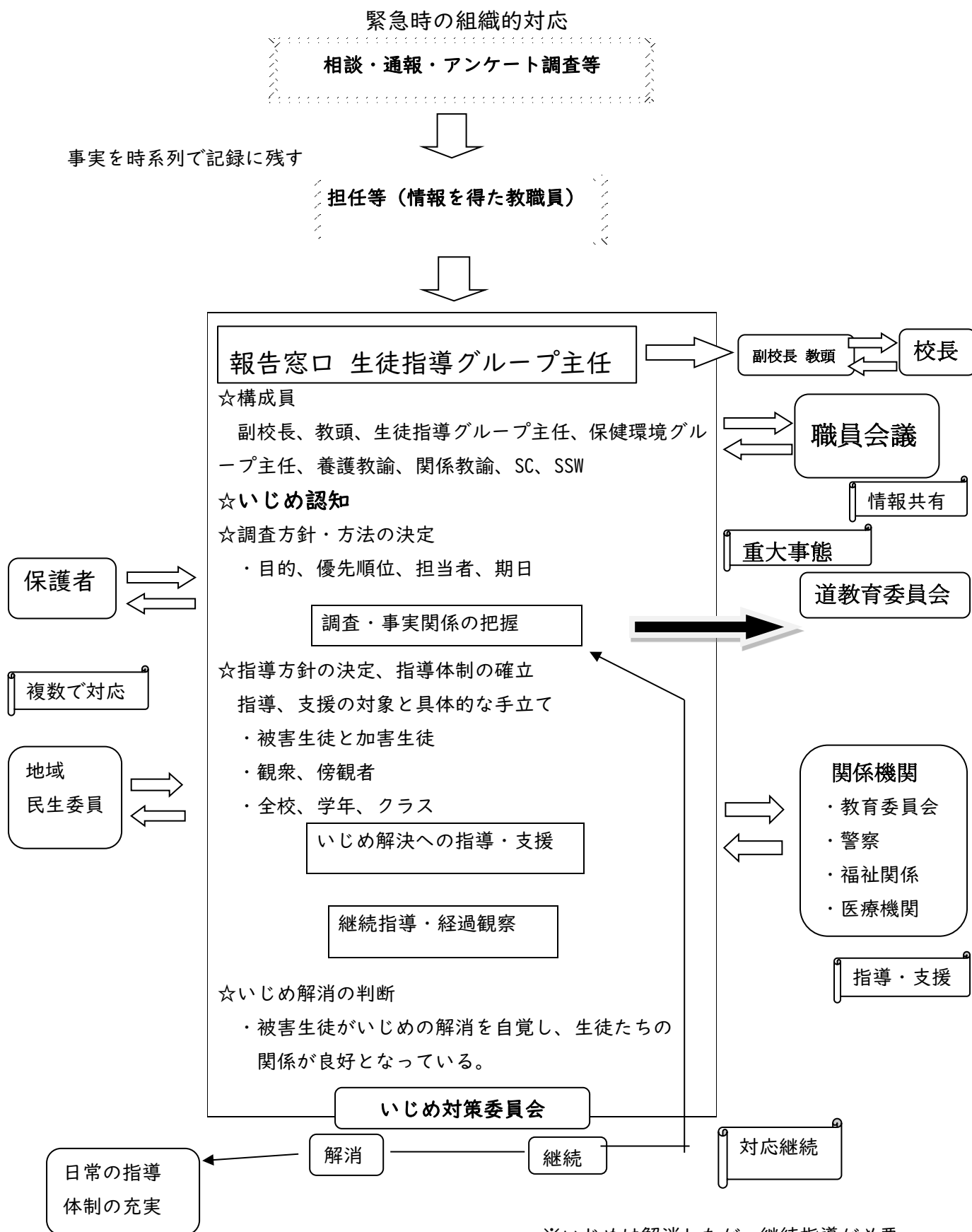
⑦定期的調査の実施

- ・アンケートの実施（５月、１１月）
- ・自己理解体験講座実施（１年 ６月、１月）

⑧情報の共有

- ・報告経路の明示 ・職員会議等での情報共有
- ・配慮が必要な生徒の実態把握 ・進級時の引き継ぎ

4 相談を受けたあとの指導体制



※いじめは解消したが、継続指導が必要

(1) いじめへの対応・解消

「暴力を伴ういじめ」の場合は、被害者も加害者もかなり限定的なことが多く、どの生徒にも起こるわけではないが、「暴力を伴わないいじめ」の場合は、被害者と加害者の関係が固定しているとは限らず、どの生徒にも起こりうるので、目に見えにくく全体像を把握することが困難となる。指導も簡単ではない。そのことを考慮して対応しなければならない。この場合、「早期発見」も大事だが、「未然防止」の方がより効果的である。

①生徒への対応

a. いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、徹底して守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援することが大切である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る（あなたは悪くないということをはっきりと伝える）。
- ・今後の対策について共に考える。
- ・活動の場を設定し、認め励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。
- ・状況に応じてＳＣやＳＳＷとの連携

b. いじめを知らせてきた生徒への対応

- ・知らせてくれたことを他の生徒に知られないように安全を確保する。
- ・知らせてくれたことに感謝の意を伝える。
- ・学校としてしっかり対応することを伝える。

c. いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした姿勢で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。いじめは人権を侵す行為であることを理解させる

- ・生徒の声をよく聴くことから始める。
- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める（生徒が抱えている問題や事情にも目を向ける）
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今度どうすれば良いのか考えさせる。

②関係集団への対応

被害者・加害者だけではなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめを解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努めさせる。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

③保護者への対応

a. いじめられている生徒の保護者に対して

- ・家庭訪問等により迅速に事実関係を伝え、今後の学校との連携方法について話し合う。この時、学級担任を中心に複数の教師で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝える。
- ・生徒を徹底して守ることや、秘密を厳守することを伝え、保護者の不安をなくする（保護者に安心感を与え、信頼関係を築く）。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等で判明したいじめに関する情報は、適切に保護者に提供する。
- ・保護者の話をじっくりと聞く。
- ・親子のコミュニケーションを大切にする等の協力をお願いする。

b. いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・家庭訪問等により迅速に事実関係を伝え、今後の学校との連携方法について話し合う。この時、学級担任を中心に複数の教師で対応する。
- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する（保護者に悩みがあれば、よく聞き相談に乗る）
- ・生徒の行動が変わるように学校として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

c. 保護者同士が対立する場合など

- ・教師が間に入って関係調整が必要になる場合がある。
- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

④関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけではなく、一体的な対応をすることが重要である。

a. 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

b. 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪などの違法行為がある場合

c. 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

d. 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導、助言

e. スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携

- ・生徒、保護者に対しての心理面での支援
- ・関係機関との連携の調整。福祉的なアプローチ

(2) ネットいじめへの対応

① ネットいじめとは次のような行為をいい、犯罪行為である。

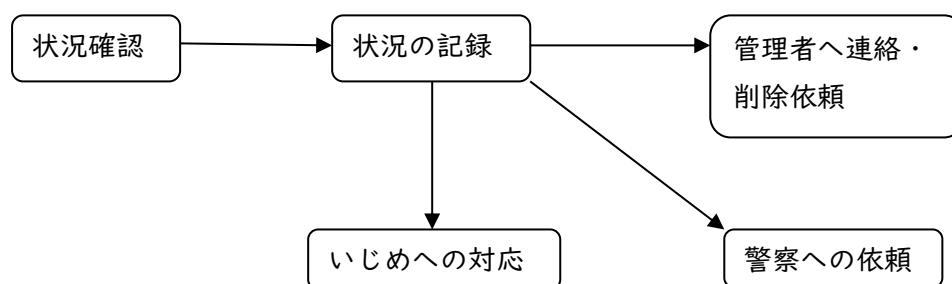
- ・文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板に送信する。
- ・特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める。
- ・掲示板などに特定の生徒の個人情報を掲載する。

② ネットいじめの予防

- a. 保護者への啓発
 - ・フィルタリング
 - ・保護者の見守り
- b. 情報教育の充実
 - ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
- c. ネット社会についての講話の実施

③ ネットいじめへの対処

- a. ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報
 - ・ネットパトロール
- b. 不審な書き込みへの対処



(3) 重大事態への対応・・・迅速に調査に着手する

① 重大事態とは

- a. 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が自殺を企画した場合。
 - ・精神性の疾患を発症した場合。
 - ・身体に重大な障害を負った場合。
 - ・高額の金品を奪い取られた場合。
- b. 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合。
 - ・一定期間連続した場合。

② 重大事態の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教育委員会に報告し、道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。